

## 令和5年第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日（火） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 11名  
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 谷山次則 松下清史  
境 良一 鎌賀和夫 田代和弘 齋藤英次 加悦雅浩  
宮本久美子
4. 欠席委員 1名  
太田桂子
5. 議事録署名者指名 境良一 議長  
議事録署名委員 中村委員 加悦委員
6. 議 事  
(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
(2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
(3) 議案第3号 農用地利用集積計画の同意について  
(4) 報告第1号 許可不要転用届について

事務局 定刻となりましたので、只今から令和5年第1回の総会を開催いたします。本日は、太田委員がご欠席ですが、出席者が定数の過半数を超えていますので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶，境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願いします。令和5年第1回の総会開催にあたり、お忙しい中ご出席頂きお礼申し上げます。今委員任期も2年半が経ち残すところ半年程とましました。耕作放棄地解消をして、農地パトロールにご尽力頂き、少しずつ解消してきていると思います。残った任期期間中、3年間の集大成として、農業委員、最適化推進員、事務局と三位一体となり取り組んで行きたいと思います。

どうぞご協力の程、よろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、中村委員さんと加悦委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特段問題無いと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は車で5分ほどで、農業年数は18年、農機具を所有し、主たる作物は、米、きゅうりになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番

号2番と3番は関連していますので、あわせて確認委員の松下委員からご説明をお願いします。

松下委員 申請番号2番と3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番と3番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は約1.5km、農業年数は31年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番と3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番と3番については承認致します。次に申請番号4番について、確認委員は太田委員ですがご欠席ですので、事務局から補足説明を含めご説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は6ページです。申請地は申請人宅に隣接しており、農業年数は31年、農機具を所有し、主たる作物は、飼料米、飼料作物、柿になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について、確認委員の加悦委員よりご説明をお願いします。

加悦委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は7ページです。申請地までの通作距離は車で約10分、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は、米、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんからご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番については承認致します。以上、議案第1号について5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は10ページです。申請人は、熊本市西区で型枠工事の建設業等を営む法人です。今後の事業拡大を図るうえで、事業用資材置場とする土地を探していたところ、申請地は、宇城地区、八代地区、天草地区等へのアクセスがよく、資材置場として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の谷山委員から説明をお願いします。

谷山委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は11ページです。申請人は、松山町に居住する個人で、現在借家住まいで手狭なため、個人住宅の建築を計画したところ、申請地は実家の隣地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の田代委員から説明をお願いします。

田代委員 申請番号3番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明いたします。地図は 12 ページです。申請人は、松原町に居住する個人です。既に地目が宅地である土地に住宅を建設する計画をたてたところ、接道幅が狭く車の乗入れができないため、この接道に隣接している申請地を道路として拡幅しようと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 3 番については承認致します。以上、議案第 2 号について 3 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 3 号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 15 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。15 ページの 1 番から 11 番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。11 件すべてが現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。最後の①につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、現在の農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れるものです。次に 16 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の計が 21,127 m<sup>2</sup>、樹園地の計が 1,037 m<sup>2</sup>、合計 22,164 m<sup>2</sup>となっています。次に 17 ページをご覧ください。今年から新規と再設定を別にし、地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 1 回総会時点での令和 5 年の累計は、基盤法による利用権の再設定が 20,206 m<sup>2</sup>、所有権の移転は 1,958 m<sup>2</sup>です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第3号について承認します。次に報告第1号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。19ページをお開きください。地図は追加資料になります。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。都市計画道路の新設工事のための転用になります。これは、農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第3条各号に掲げるものの敷地に供する場合は農地法第4条及び5条の許可が不要とされています。また、農用区域内となりますが、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2において国又は地方公共団体が地域振興上必要性が高いと認められる施設に供するために行う行為については開発行為の許可が不要であり、整備後に農用地区域の変更が行われる予定となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので報告1号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。ない様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上もちまして令和5年第1回農業委員会総会を閉会します。

議事録署名人  
議事録署名人

中村 英子  
加悦 雅浩

印  
印